

議案第128号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、緑地の管理上の事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求める。

令和5年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 損害賠償額 4,660,087円
- 2 和解の内容 市から相手方に前項の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。
- 3 相手方 さいたま市岩槻区大字掛字下524番地13
株式会社FUJIMI
代表取締役 星 洋樹
- 4 事故の概要 令和5年1月24日市内〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において、隣接する赤間堀緑地内にある樹木の枝が強風により折れ、相手方の乗用車2台に接触し、破損させたもの